

高齢者・障害者施設等への支援事業の拡充について

1 主旨

令和2年5月、新型コロナウイルス感染症に起因する緊急事態措置解除後の事業実施にあたり、各事業所において感染拡大防止対策を行うため、7月から高齢者・障害者施設への感染防護支援金や陽性者発生時の施設支援金の交付等を行ってきた。

東京都においても、新型コロナウイルス感染症に対するかかり増し経費への支援（サービス継続支援事業等）を実施しているが、社会的検査受検に向けた事業者の不安感払拭、及び事業者間の相互応援の促進を図る観点から、都事業の活用を前提に区の支援事業の拡充を図る。

2 高齢者・障害者施設等への支援事業の拡充内容

新型コロナウイルス感染症のかかり増し経費への対応については、東京都が実施するサービス継続支援事業等の補助がある（裏面囲み参照）。区は、事業者はこの活用を呼び掛けてきた。事業者からは、都の示す基準額等を超えた需要があるとの声もあり、都事業の活用を前提とし、不足する経費を対象に区の支援を以下（1）、（2）のとおり拡充する。

（1）高齢者・障害者施設等支援金の交付事業の拡充

感染防護支援金

区と締結した「新型コロナウイルス感染症発生時の職員相互派遣に関する覚書（以下「職員相互派遣に関する覚書」という。）」に基づく、職員の派遣に要する経費を感染防護支援金として、これまでの支援金（1施設上限10万円）に追加し、100万円を上限に支払う。

補助対象経費の範囲を拡大し、以下の経費を含める。

- ・職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

陽性者発生時施設支援金

令和2年4月1日に遡及して、新型コロナウイルス感染症に感染した者（以下「陽性者」という。）が発生した交付対象施設等が事業を再開・継続するために行う当該施設内の消毒その他所要の対応を行うための経費に係る支援金の上限額を10万円から100万円に変更する。

あわせて、補助対象経費の範囲を拡大し、以下の経費を含める。

- ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
- ・濃厚接触による休業等、感染拡大防止のための賃金・手当、旅費・宿泊費等
- ・区と締結した「職員相互派遣に関する覚書」に基づく、職員の受け入れに要する経費を陽性者発生時施設支援金として、連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用や派遣元施設への謝礼金

上記・の支援にあたっては、東京都のかかり増し経費への支援（サービス継続支援事業等）の活用を優先する。

令和2年12月7日に世田谷区特別養護老人ホーム施設長会と「職員相互派遣に関する覚書」を締結したほか、他の施設種別等についても職員相互派遣の検討を促している。

（2）感染防護用品供給事業

取り扱う感染防護用品の品目及び数量を拡充し、陽性者発生時の施設支援にも活用する。

3 事業経費（概算）

160,000 千円（令和 2 年 6 月第 2 次補正予算。地方創生臨時交付金 10 割）

現行事業分 約 131,000 千円

今回拡充事業分 約 29,000 千円

4 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 2 月 高齢者・障害者施設等支援事業の拡充（令和 2 年 4 月遡及適用）

3 月 31 日 令和 2 年度事業終了

（参考）高齢者・障害者施設等への支援事業イメージ

【区支援事業（都支援事業の活用を前提に区独自上乗せ（事業経費 160,000 千円））】

【現行（事業経費約 131,000 千円）】

感染防護支援金

感染防護対策用品の購入等経費 1 施設上限 10 万円

陽性者発生時の施設支援金

陽性者発生時の消毒等に係る経費 1 施設 10 万円上限

感染防護用品供給事業

感染防護用品の供給

【今回拡充（事業経費約 29,000 千円）】

陽性者発生施設への職員派遣経費 1 施設上限 100 万円

1 施設上限 100 万円、対象経費拡大

品目、数量の拡充

【都支援事業（介護サービス事業所等への直接補助）】

東京都介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業概要

介護サービス事業所等が、必要な介護サービスを継続して提供できるよう通常では想定されないかかり増し経費（消毒・清掃費用、衛生用品購入費、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費等）を支援する。

- ・介護サービス事業所等におけるかかり増し経費（陽性者が発生した場合等）
- ・通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合の（割増）賃金・手当等
- ・自主的に休業した介護事業所等との連携に係るかかり増し経費